

## 料金表

### ●報酬体系

(1月につき)

(地域区分加算 11.40)

| 要介護1・2 | 要介護3・4・5 |
|--------|----------|
|--------|----------|

#### 居宅介護支援費(Ⅰ)

|                             |                |                |
|-----------------------------|----------------|----------------|
| 居宅介護支援費(ⅰ) 取扱い件数 45件未満      | 12,380円 (1086) | 16,085円 (1411) |
| 居宅介護支援費(ⅱ) 取扱い件数 45件以上60件未満 | 6,201円 (544)   | 8,025円 (704)   |
| 居宅介護支援費(ⅲ) 取扱い件数 60件以上      | 3,716円 (326)   | 4,810円 (422)   |

#### 居宅介護支援費(Ⅱ)

|                             |                |                |
|-----------------------------|----------------|----------------|
| 居宅介護支援費(ⅰ) 取扱い件数 50件未満      | 12,380円 (1086) | 16,085円 (1411) |
| 居宅介護支援費(ⅱ) 取扱い件数 50件以上60件未満 | 6,007円 (527)   | 7,786円 (683)   |
| 居宅介護支援費(ⅲ) 取扱い件数 60件以上      | 3,602円 (316)   | 4,674円 (410)   |

( ) 内は単位記載

#### 【居宅介護支援費における加算】

##### ○特定事業所加算(Ⅱ)

4,799円/月(421)

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し(主任介護支援専門員および常勤専従の介護支援専門員3名以上を配置)、質の高いケアマネジメントを実施する事業所に認められる加算

##### ○初回加算

3,420円/月(300)

- ①新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
- ②要介護状態が2区分以上変更となった利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

##### ○入院時情報連携加算(Ⅰ)

2,850円/月(250)

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、3日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供(方法は問わず)を行った場合

##### ○入院時情報連携加算(Ⅱ)

2,280円/月(200)

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、7日以内に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供(方法は問わず)を行った場合

##### ○退院、退所加算(カンファレンスなし) 連携1回

5,130円/回(450)

##### ○退院、退所加算(カンファレンスなし) 連携2回

6,840円/回(600)

退院又は退所に当たって、カンファレンス参加せず病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。)

##### ○退院、退所加算(カンファレンスあり) 連携1回

6,840円/回(600)

##### ○退院、退所加算(カンファレンスあり) 連携2回

8,550円/回(750)

##### ○退院、退所加算(カンファレンスあり) 連携3回

10,260円/回(900)

退院又は退所に当たって、カンファレンス参加し病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。)

##### ○通院時情報連携加算

570円/月(50)

利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする

利用者が医師又は歯科医師の診療を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

(以上)